

# ロイヤルフィッシングクラブ規約

## 【名称等】

第1条 本クラブは名称を「ロイヤルフィッシングクラブ」と称し、事務局を次の住所に置く。

大阪府大阪市此花区梅町 2-1-2 マリンライセンスロイヤル大阪事務所内

2 クラブの活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 【目的】

第2条 本クラブは釣りを通じて会員相互の親睦を深め、水辺について考え、水辺に親しみ、そしてその恩恵を受け、各種イベントを通じて釣りファンの増加、釣り場の環境維持、向上に貢献することを目的とする。

## 【イベント】

第3条 本クラブは定期・不定期に釣行を行う。また、魚種ごとの大きさを競うチャレンジフィッシング等のイベントを随時開催する。

## 【事務局】

第4条 本クラブに事務局を置き、クラブの運営を行う。

第5条 事務局は次の事項を行う。

- ① 会員の募集・入会・退会についての事務
- ② 会費その他の運営費の管理、報告書についての事務
- ③ その他クラブ運営に関する事項

## 【入会手続き】

第6条 本クラブに入会を希望する者は、入会申込書を事務局へ提出するものとする。

## 【年会費等】

第7条 事務局はクラブの運営を行うために、会員から5,000円を年会費として徴収する。ただし、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの期間はこれを徴収しない。

2 毎年10月1日以降に入会する会員は半額に減額する。

3 事務局は会計報告を、毎年6月1日までに会員に報告する。

第8条 事務局は釣行等に必要経費については参加費として徴収することがある。

第9条 途中退会もしくは除名処分の場合、納入済み年会費は返還しない。

## 【除名処分】

第10条 事務局は、会員に次の事由がある場合は、退会若しくは除名処分することができる。

- ① 年会費・参加費の未納の場合
- ② クラブの活動目的に反し、クラブの名誉を傷つけ、活動に非協力的な会員
- ③ 連絡ができなくなった会員

## 【附則】

この規定は、平成29年10月1日から実施する。